

第六期第4回練馬区福祉有償運送運営協議会 議事録（要旨）

- 1 日時 平成28年5月30日（月） 午後2時00分～2時55分
- 2 場所 練馬区役所
- 3 出席者 八重田委員 荻野（陽）委員 松岡委員 小川委員 黒木委員
伊藤委員 椿委員 小場瀬委員 山根委員 小原委員 新妻委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 議題
 - (1)開会
 - (2)第六期第3回 議事録の確認
 - (3)社会福祉法人「練馬区社会福祉協議会」の更新登録協議
 - (4)特定非営利活動法人「日本ライフアシスト」の更新登録協議
 - (5)その他

1 開会

○副会長

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、第六期第4回の福祉有償運送運営協議会を開催します。

本来でしたら会長が議長を務めることになっておるのでございますが、この第2回、第3回の運営協議会で、福祉部管理課長に会長を務めていただいていたのですけれども、ご退職ということで、新しく課長が来られました。

ということで、会長が決まるまで、私がしばし議長をさせていただきます。

本日はお忙しいところ、本年度最初の福祉有償運送運営協議会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。本日も、どうぞよろしく願いいたします。

最初に、運営協議会の開会に当たりまして、定員15名のところを10名の委員が出席されておられますので、運営協議会が成立していることを、まずご報告いたします。

人事異動によりまして、4月から新しく課長が着任されました。

つきましては、今回、改めて会長の選出を行うということでございますが、いかがでございましょうか。ご意見ございますか。

（なし）

○副会長

特になければ、私の独断というわけではございませんけれども、皆様のご了承をいただければ、会長は福祉部管理課長にお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

（異議なし）

○副会長

よろしゅうございましょうか。

皆様のご了解を得られたようでございますので、それでは、会長に福祉部管理課長が選

任されました。これからの進行は、会長にお願いしたいと思います。一言、まずはご挨拶をお願いできますか。

○会長

それでは皆様、改めまして、こんにちは。

4月に福祉部管理課長に就任いたしました。

人事異動によって、私が前課長の後を受けまして、こちらの会の会長を務めさせていただくことになりましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ここから先の進行は私の方でさせていただきますが、まずは委員の皆様、本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

特に、タクシー事業者の皆様、NPO団体の皆様には、日ごろから移動困難の方のサポートにご尽力いただきまして、まことにありがとうございます。本当に、皆様のご尽力があって、区の障害者、高齢者の方たちの移動が成立しているというふうに考えておりますので、改めて感謝申し上げます。

それでは、着座にて進行させていただきます。

本日はすけれども、二つの団体におきまして、登録の更新についての協議を行う予定となっております。

この運営協議会につきましては、平成16年12月に設置したものですけれども、練馬区の移動サービスにつきまして、さまざまな観点から非常に有意義なご議論をいただいております。今後も引き続き、高齢者・障害者の移動サービスの充実のために知恵と力を出し合う場となりますように、ぜひ、本日もご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の運営協議会をお手元の次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

本日は、2団体の更新登録協議でございますけれども、協議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきたいので、事務局からお願いいたします。

○事務局

それでは、本日の配布資料について、事務局からご確認させていただきます。改めて、よろしくをお願いいたします。

まず、事前に送付させていただいた資料から確認させていただきます。

本日お持ちでない方は、挙手にてお知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局、資料確認)

事務局からの確認を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、資料はそろっているということですので、議事を進めさせていただきます。

更新登録の申請自体は運輸支局で行うこととなりますけれども、こちらの協議会では、登録更新に当たりまして、各団体の運行の必要性、対象者の状況確認、そして料金の妥当性などについて、ご議論いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い

いたします。

なお、お配りいたしました資料につきましては、運輸支局に提出する申請書類の抜粋となっておりますので、その旨ご承知おきください。

また、区職員及び運輸支局の人事異動に伴いまして、委員名簿につきましても更新したものが、先ほど資料1の差しかえ版ということで机上配布させていただきましたのでお目通しください。

任期につきましては、異動になった委員につきましては私も含めて、本日から平成28年9月30日までとなっております。

2 第六期第3回 議事録の確認

○会長

それでは、まず最初に、今確認させていただきました資料の2になりますけれども、昨年11月に開催いたしました、第3回運営協議会の議事録の確認をさせていただければと思います。

事務局では「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を平成27年11月9日付で、「一般社団法人たまみずき基金」に交付しております。

議事録につきましては、事前に送付させていただきましたので、何か本日ここで、ご意見、お気づきの点がありましたら、ご発言をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○委員

出席者の欄で、私が11月6日に出ていることになっているのですがけれども、ここは代理出席なので、その訂正だけお願いいたします。

○会長

失礼いたしました。

では、事務局の方で、そちらの修正をお願いいたします。申しわけありませんでした。ほかにお気づきの点、ございますでしょうか。

(なし)

○会長

ご発言がないということであれば、この内容で確定させていただきました。区のホームページ上で公開させていただきますが、ホームページの中では、委員のお名前は伏せた形で公表させていただきますので、ご承知おきください。ありがとうございました。

3 社会福祉法人「練馬区社会福祉協議会」の更新登録協議

○会長

それでは、これから福祉有償運送団体の更新登録の協議に入らせていただきます。

次第にございますように、まずは2団体の更新登録の協議をお願いしてまいりますので、

3番になります。

次第の3番です。社会福祉法人「練馬区社会福祉協議会」の更新登録の協議についてでございます。

協議に当たりましては、まず、事務局から更新登録に際しましての変更点など、大まかな説明を行いまして、その後に、団体の方に活動内容や補足の説明を行うような形で進めてまいります。

なお、椿委員におかれましては「練馬区社会福祉協議会」に所属されておりますので、この件につきましては「議事の決定に関与できない」こととなりますので、ご承知おきください。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、次第の3、社会福祉法人「練馬区社会福祉協議会」の更新登録についてですが、資料3の1枚目、要件確認表をごらんください。

(事務局、資料3に基づき説明)

事務局からの説明は以上となります。

○会長

それでは、社会福祉法人「練馬区社会福祉協議会」さんから、補足説明などがありましたら、お願いいたします。

○社会福祉協議会

3年間、特に変わりもなく、つつがなくやってきたというふうに思っております。

基本的には、事務局から説明もありましたとおり、車の台数も変わっておりませんし、運転者も1名程度の変更。

それから、資料3として、追加資料にあった裏面のところの運行実績ですが、大体1,000件程度の上限を運送回数としてやっております。

料金改定により、収入も増えた年もあったのですが、現在は少し減っているということで、財政に関しては、社会福祉協議会のお金を投入しながらやっているというところです。

事故件数ですが、平成25年度は0件、平成26年度は0件、平成27年度に関しては2件ですが、破損事故ということで、これについても、修理を早目に対応しているということになっております。

先ほどの繰り返しになりますが、3年間、ある程度安定してやってこれたのではないかと考えておりますので、また継続をお願いしたいと考えております。以上です。

○会長

ありがとうございました。

では、事務局と社会福祉協議会さんの方からご説明をいただきました。

若干、収入が下がっているところはあるけれども、それは社会福祉協議会さんの内部の中で何とかされているということと、つつがなくとは言えないけれども、昨年度の2件については負傷者がいるということではなく、また対応も終わって、軽微とっていいかどうかかわからないですけれども、その点については、大きな話にならないで、きちんと対応

されたということで、引き続き更新したいというお話しだったかと思います。

それ以外、事務局の説明のところでは、社会福祉協議会さんがお引越しをしたり、会長が変わられたということに伴って、変更のところは、ほとんど丸がついているという形だったかと思います。

実際に、対応の種類のところでは、精神障害の方の分が増えて、1名という形のところは、内容的な変更かと思っておりますけれども、この点、説明はいただきましたけれども、皆様の方から気になる点など、ご意見などありましたら、出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員

資料の確認というか、整合性について、

今日いただいた申請資料と、前に送っていただいた要件確認書の数字が、今変更になったという運転者のところ。運転者、平成27年3月が、事前にいただいた資料は6人になっていて、7人に変更になりましたということだったのですが、追加資料では平成26年度も7になっていますね。

○会長

ここが、平成26年度のところは6ではないのでしょうかというご質問ですね。

○委員

はい。

○社会福祉協議会

平成27年度の途中から7名に増えております。

○会長

わかりました。

平成27年度の途中で7になったのですね。

それでは、数字は6、6、7ということで左からお願いいたします。大変失礼申し上げました。ご指摘ありがとうございました。

ほかに、お気づきの点、あるいは疑問点などがございましたら、お出しいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○副会長

別に問題ということではないのですが、一番最後のところに、事故件数の中の 하나가、ビルの駐車場内の消火設備に車が多分接触したのかと思うのですけれども、これは、ワンボックスカーという大きめの車なのですか。

○社会福祉協議会

そうです。大きい車です。

○副会長

多分、余り問題ではなかったかと思うのですけれども、大きな車ですと、ときどき駐車場ビルのときに、スプリンクラーの安全弁みたいなものが比較的高い位置にあって、普通はそこにぶつかることはないのですけれども、ときどきぶつかることがあります。

そうすると、ビル中のスプリンクラーが働いてしまうということが起こるので、特に駐車場ビルの場合は、この手の事故は、一応十分注意された方がいいかと。

○社会福祉協議会

はい。高さにも十分注意して。

○委員

事故つながりで、すみません。

別に更新に影響があるという意味ではなくて、素朴な質問なのですけれども、そういった事故について、事故を起こした方について、今後気をつけていただくために研修とか、そういう何か対策を練られていると思うのですけれども、実際どういったことをされたのか、参考までに聞かせていただいてもいいでしょうか。

○社会福祉協議会

年に一度、ドライバーには定期的に講習を受けてもらっているのですけれども、今年度はさらに、こういった事故が続きましたので、警視庁主体の交通安全教室というものに、研修を増やして受講してもらおう予定にしています。

○委員

実際の、こういった事故に対して、バックビューモニターをつけられている団体も増えてきたりとか、いろいろ対策を練られているところがあると思うのですけれども、この事故の対応として、何か気をつけることを実際にされたのかとか、例えばドライバーを呼んで、きちんと運転をもう一度見直しをしてもらおうとか、どういったところで事故が起こったから、こういったことに関しては、あなたのウイークポイントはこういうところなので、こういうところを気をつけましょう、とかというようなことの研修を重点的にして、次また同じようなことが起こらないようにとかいうことをされたりする団体もあります。講習会の団体、社会福祉協議会さんが使われている団体も、そういう事故時対応の研修という、特別に特化した講習会とかをやられていたりとかもするのですけれども、何かそういったことについて、今回やられたのか、また、これからしようかというふうに思われているかというのはありますか。

○社会福祉協議会

ドライバー個人に対する、またこういった事故があったということで、ドライバー同士の共有の場は図ったりしたのですけれども、バックモニターを設置したりですとか、そういった具体的な対策というのは、まだっておりませんので、今後、研修以外の形でも、ドライバーとも話し合いながら強化していこうと思います。

○委員

バックビューモニターは、更新の絶対という意味ではないのですけれども、参考までにという部分で、その車に慣れていなかったのか、場所に慣れていなかったのか、いろいろな理由で事故は起こると思うので、なぜ起こったかということを中心に挙げていただいたうえで、今後は、そういった事故が起こらないように、ぜひしていただきたいと思えます。もし、事故について練馬のほかの団体とも、そのドライバーを批難する意味ではなくて、こういった事故に対して、こういった対策を取った方がいいと思うよ、とかいう共有の場ができると、また練馬区内の団体の底上げにもなるのではないかとと思えますので、そういった点からも、社会福祉協議会さんというお立場もあると思うので、ぜひそういうふうにしていただけたらいいという意味で質問させていただきました。

○社会福祉協議会

ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。今後に向けての提言といたしましょうか、さらにいい方向に向かうようにということで、ご意見を頂戴いたしました。

それ以外に、どなたかご意見はいかがでしょうか。

ないようでしたら、私から聞いてもいいでしょうか。

負傷者がなかったということは、もちろんよかったですけれども、例えば、何か事故があったときに、そこで車を動かすことができなくなってしまう状態が発生すると、利用者の方にとって、とてもご迷惑をおかけする形になると思うので、もちろん、ないのが一番いいのですけれども、もしものときの体制というのでしょうか、社会福祉協議会さんとして、どのように連絡を受けてかわりの人が動くような形にしているのかをお考えになっているのかということと、あともう一つは、お願いとして、利用者の方によって、状況によっては、体は何も事故がなくても、そのことで例えばショックを受けるとか、パニックを起こすということがないとは言えませんので、そのあたりは十分、今後、けが人がなかったからよかったですではなくて、十分注意をしていただきたいというお願いと二点でございます。

一点目、もしものときに車をそこから動かすわけにいかなくなったときの仕組みというのは、おつくりになっているのでしょうか。

○社会福祉協議会

今回の事故では、偶然といいますか、次の運行が入っておりませんでしたので、次の利用者の方に差し支えるということにはなかったのですけれども、そういった事故があったときに、もし後ろの運行が入っていて、皆さん、通院だとか、そういうやむを得ない事情で使われている方が多いところだと思いますので、その点も、どのように対応できるかを検討していきたいと思います。

基本的には、今回かなり運送回数も、このぐらいの件数だと3台フル稼働しているときがあるので、事故に対してうちだけで対応することは限界があると思っています。

結果的に、その次に代用するのはどこかというのは、ほかのところ（福祉有償運送団体）に頼んだり、最悪は、結果的にはどうしてもということであれば、タクシーとか、そういった代替でやるしかないのではないのかと思っています。

今のところ、幸いにもそこまで行くというケースはほとんどないところですが。

○会長

まずないとは思いますが、ドライバーと社会福祉協議会本体との連絡の体制であるとか、ドライバー自身も落ちついて対応できるようなことは、念のためルール化というのでしょうか、考えておいていただけたら。

そこで焦ってしまって、結果が利用者の負担にならないようにしていただけたらありがたいというふうに思いますので、その点、ご配慮いただければと思います。

○社会福祉協議会

ありがとうございます。

○会長

皆様、よろしいでしょうか。ほかはないということでしたら、申請に向けての協議は調ったものいたします。

どうもありがとうございました。それでは、委員はお席の方にお戻りください。お疲れさまでした。

4 特定非営利活動法人「日本ライフアシスト協会」の更新登録協議

○会長

では、次第の4番になります。

続きまして、特定非営利活動法人「日本ライフアシスト協会」の協議をさせていただきますので、どうぞ前の方へお移りください。

それでは、まず協議に当たりまして、事務局から更新登録に際しての変更点など大まかな説明を行いまして、その後に団体の方に活動内容や補足の説明をしていただくような形で進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局

それでは、次第4、特定非営利活動法人「日本ライフアシスト協会」の更新登録について。資料4、こちらの1枚目、要件確認表をご確認ください。

(事務局、資料4に基づき説明)

事務局としては、説明は以上とさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

今の追加資料4に書かれている、ここの人数は、これと合っていますか。会員数が、平成27年度は331ですけれども、これは大丈夫ですか。

○事務局

平成25年度の数字ですが、平成25年度末日時点の会員数という形になりますので、前回更新時点と比べると増えている、違っているという形です。

○会長

わかりました。

それでは、特定非営利活動法人「日本ライフアシスト協会」の方から、補足の説明などがありましたら、よろしく願いいたします。

○日本ライフアシスト協会

別段、補足する説明はございませんが、しいて言えば、会員数が大分増えたのですが、これは私どもの同じグループの中に、介護施設をやっているところと、それから診療所を併用してやっている施設が4か所ございます。その方々の名前を全員、会員登録させていただいたというのもございまして、当初よりは大会員数が増えたということになります。

以上です。

○会長

わかりました。

○日本ライフアシスト協会

特に事故等、違反等も0件で、今のところ3年間0件でございます。

○会長

わかりました。ありがとうございます。

ぱっと見たところ、会員数の伸びが、物すごい勢いで増えているので、それに比べて運転手の方が、そんな急激にというわけではないので、あら大丈夫なのかしらというふうに思わなくもなかったのですけれども。

○日本ライフアシスト協会

これは、余り遠くというか、そういうところは行かないで、今うちの方は南田中等でやっているのですが、大体、順天堂とか練馬総合病院だから、20～30分圏内、迎えに行くところは10分圏内ぐらいのところを目標でやっております。よって、「混んでいて、時間が読めない」のではなくて、「すいていますので、時間的に何分で行ける」というような状態ですので、運転手を3台の車で回転をうまく利用させております。

○会長

わかりました。ありがとうございます。

グループの施設の皆さんを登録したから増えたということと、実際に移動距離が短いので、時間が読みやすいので、効率的に運行していけば支障がない形なので大丈夫ですというお話をいただきました。

委員の皆様の方から、気になる点、確認したい点がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(なし)

○会長

ご発言がないようでしたら、申請に向けての協議は調ったものといたします。

それでは、日本ライフアシストさん、どうもお疲れさまでした。

○日本ライフアシスト協会

どうもありがとうございました。

○会長

お疲れさまでした。

5 その他

○会長

それでは、次第5、その他に入ります。

こちらにつきましては、事務局から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局

よろしく申し上げます。

事務局から一点ご提案ということでさせていただきます。

資料5についてです。こちらは、「福祉有償運送の対象とすることの妥当性を確認するためのチェックシート」について、一部修正した方がいいのではということでのご提案で

す。

1枚目が修正案、2枚目が従前のものというふうになってございます。

変更したいという点が、「二」のところの欄ですが、こちらの内容です。

従前のものでは、この中が「肢体不自由、人工透析、知的障害、精神障害、その他の障害」というふうになってございました。

一方で、道路運送法施行規則第49条では、この「二」の内容ですが「肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害」というふうになってございます。

従前、この内部障害のところは「人工透析」というふうになっていた理由については、正直なところ、はっきり分かっていないのですが、ここにあって人工透析としておく必要はないのではないかと考えましたので、1枚目のとおり、施行規則に準じた記載内容に変更してはどうでしょうかというご提案です。

この点に限らず、ここの内容の改善に向けたご意見をいただければ幸いに思っておりますので、ご意見の方をよろしくお願いいたします。

○会長

事務局ありがとうございます。

それでは、規則にのっとった形で「人工透析」を内部障害に変えたということですが、その点以外にも、ご意見があれば頂戴したいということですので、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

○委員

せっかくなので聞きたいのですが、道路運送法が若干変わって、要介護者、要支援者に加えチェックリスト該当者が加わっていますが、本日提案のチェックシート案にはそのことが入っていないので、それもついでに入れておいてもいいのかなと思いました。

○会長

今の点につきましては、一回持ち帰らせていただいて、よろしければ人工透析を内部障害に変えるという点について、今回ご審議いただいた上で、今、ご指摘があった点については、次の会が年度内に予定されておりますので、そのときにきちんと確認した上で、もう一度ご提案させていただくという形で、事務局、どうでしょうか。

○事務局

はい。

○会長

今、ご指摘いただいた点については、もう一度検討して、持ち帰って調べてみた方がいいのかと思いますので。

差し支えなければ、一回事務局の方で持ち帰って調べるという形をさせていただきたいと思えます。

○委員

まずは、考え方として、チェックシートというのは、全部の自治体であるわけではなくて、各自治体で必要と判断した場合にチェックシートというのを出しているところがあるという位置づけですから、それは道路運送法上どこまで意識するかということもありますが、要は、このチェックシートの必要性というか、なぜこれを利用するのかという理由づけによっては、私が言った道路運送法の改正に関する部分というのは必要ないというよう

な言い方をできると思います。

○会長

そうですね。

○委員

多分、私が言った介護保険におけるチェックリスト該当者というのは、ここにある項目1から2にもありますけれども、もしかすると該当しないかもしれない。

そうしたら、該当しなかったら利用できませんよというふうになる可能性が高いと思われれます。

なので、そういうこと言わないで、というふうな結論でも、それは行政側として協議してもらって、提案していただければと思うのですが。そういう理由で、チェックシートというのは、独自に練馬区がつくっているということを確認していただいて、それにのっとった形で修正していただくというのが、チェックシートの使い方に鑑みて内容を決めていただければと思います。

○会長

ありがとうございました。私も不勉強で申し訳なかったです。

今回、こちらのチェックシートを変えることに対して、もし今の委員のご発言の内容で変えていくということになると、実際に区としてどこまで移動困難な方たちをサポートしていこうと考えているのかという、そもそもの根幹というのでしょうか、基本的な考え方にかかわる部分ですので、区として改めて考えた上で提案しないといけない内容ですので、この場で決めるということではなくて、区としての考え方をまとめた上で、改めて必要なときに提案をさせていただきたいと存じます。

では今回、その内部障害というふうに、そこの部分で、お願いします。

○委員

二つあります。

「二」の人工透析については、今まで人工透析の方というのは、身体障害者手帳をお持ちの方がほとんどなので、各団体、身体者障害者の手帳の有無のチェックでされているので、「二」で印をつけている団体というのは、多分、タンポポさんも、難病者移送サービス・ネットワークすずらんの会というのが主として透析患者さんの福祉有償運送をやっている団体なのですけれども、全部身体障害の方で出していたので、「二」の方で丸をつけたことは、今まで私たちのところは全てないです。

なので、こんなの、そういえばあったねという程度で、今日は手帳とダブっているものもあるのですけれども、「二」の方でカウントしていただいたことが、多分ないのではないかと考えています。ごめんなさい。そこは事務局と、あと団体の意見の相違ではないですけれども。

なので、内部障害ではなくて、手帳の有無の方でやっていただけたらと思うのですけれども、最近、人工透析をされている方の中でも、障害者1級というふうにしらないケースが出てきたということも伺ったことがあるので、その点について、保健所含めて、事務局の方で調べていただいて、透析の方については「二」に対応する方ではなくて、多分障害の身体は「二」の方で対応するのですけれども、手帳が多分全員お持ちだと思うので、そこを確認していただければいいのではないかと考えています。

なので「ニ」ではカウントしたことがないと思います。

それから、「ハ」について、先に委員がおっしゃったことにつけ加えて、練馬区では、私どもの団体も介護事業所をやっておりますので、練馬区では総合事業をやっている、練馬区では要支援の方のほかに、総合事業対象者としてチェックリストにて訪問介護等サービスだけを希望の方については、チェックリストだけで、介護認定を認定調査を受けずにチェックリストだけで判定をして、すぐにサービスにつなげられるようにしているというふうに、介護事業所として指導を受けております。

なので、もう既に介護保険課の方ではチェックリストを運用していますので、道路運送法も改定になって、その中で総合事業対象者という言葉についても書かれていたというふうには聞いているので、このチェックリストの改定について、ご意見を支局さんにもいただければというふうには思うのですが。

○委員

総合事業に関して、何か取り扱いが変わったという、道路運送法上の何かが変わったというのは、私も不勉強で申しわけないのですが、この場で申し上げることはできません。

○委員

チェックリストの総合事業の対象者というのは。

○委員

今までは、いわゆる「イロハニ」という中においては、要支援の高齢者までが対象で、かつ公共交通の利用の可否が関わってくるような利用規程だったのが、それがこの4月1日以降に関して言うと、介護保険の中の枠組みが、チェックリストを導入した関係で、要支援とか要介護まで行く手前の介護予防的な取り組みに行くために、チェックリストで一応チェックしましょうと。

ちょっと介護予防、例えば認知症にならないトレーニングをしましょうかというときに、そこに行くための送迎を、車を使ってやりながらサービスを受けることができるというケースも対象にしましょうと、旅客の範囲に入れましょうということが、厚労省と国交省の間で、合意形成されて、それはいわゆるQ&Aという形で国交省から出ているわけです。そういうことで、対象者だけが変わってくるということになるのです。

○会長

対象者が拡大するということですね。

○委員

そうです、簡単に言えば。

○会長

そういうことになるわけですね。

この話について、私も不勉強だったのですけれども、もう少しきちんとそこを確認してからお話しさせていただいた方がいいのかと思いますので、次回は事務局の方で、そのあたりの資料を用意してもらえますか。

○事務局

はい。

○会長

その上で、改めてこのチェックシートの記載について、区の考え方も整理しなければいけませんので、また今日ではなくて、次回、事務局の宿題にさせていただいて、資料を出した上で、区の考え方も少し検討した上で、議論させていただきたいと存じます。

○委員

練馬区は、先駆的に新しい総合事業に取り組むということを早くから決められて、介護予防事業に取り組んでいくというスタンスを、全国的には、そんなに多くはないのですが、早く手を挙げられているというところで、そこに合った形の福祉有償運送もつくっていく必要があるでしょうと思いますので、よろしくお願いします。

○会長

既に介護の方で成功してというのでしょうか、取り組んでいるということですので、それは一回宿題で引き取らせていただきたいと思います。

その上で、先ほどの人工透析で、そもそもカウントしていたことがないというお話でしたので、変えても意味がないのかという気はしますが、それは規則上の表現に変えるということで、実質は、何も変化はないかもしれませんが、そこだけ変えさせていただくということで、今回は、こちらについてはそのような取り扱いにさせていただいて、チェックシートそのものの内容については、また次回、検討させていただければ、そのときにご協議お願いしたいと思います。

次のときから、こちらのチェックシートを内部障害に変えたものについて使用させていただくということをお願いいたします。

それでは、事務局の方から、もう1件報告があるということなので、お願いいたします。

○事務局

たびたびで申しわけありません。

当日配布資料の「第七期委員の推薦依頼について」をごらんください。

皆様ご承知のとおり、第六期の任期は、この9月末で終了となります。

そのため、第七期の委員の推薦依頼について、8月ごろを目途に依頼させていただく予定であります。

基本的には、この当日配布資料の2枚目にございますが、第六期の際の依頼先、こちらに改めて依頼させていただくつもりではございますが、もし依頼先を変更した方がいいというご意見がございましたら、可能であればこの場でご意見をいただくと大変有り難く存じますので、よろしくお願いします。

なお、第七期の最初の協議会と、2回目の協議会は日程が詰まっておりますして、平成29年2月、3月にそれぞれ開催する予定になってございます。

私からは以上です。

○会長

ありがとうございました。

では、皆様またご連絡させていただきますので、お手数ですがけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、皆様の方から、ほかに何か、その他ということになりますけれども、ご発言ございますでしょうか。

(なし)

○会長

特にないということでありましたら、本日の議題は以上で全て終了となります。
これもちまして、第4回福祉有償運送運営協議会を閉会させていただきます。
本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。